

居宅療養管理指導運営規定

第 1 条 チャーミー歯科医院岩槻が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。
(事業の目的)

第 2 条 要介護状態又は要支援状態にあるもの(以下「要介護者等」という。)に対し、
適切な指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を提供することを目的とする。
(運営の方針)

第 3 条 (1) チャーミー歯科医院岩槻が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえ療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。
(2) 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する事業所との綿密な連携に努めるとともに、関係区市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称、サービス提供地域)

第 4 条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 一般社団法人メディプラン チャーミー歯科医院岩槻
- 2 所在地 〒339-0057 さいたま市岩槻区本町 3-11-2 森庄ビル 2F
- 3 連絡先 TEL: 048-758-4618 FAX: 048-795-6680
- 4 サービス提供地域 当院より 16km 圏内が訪問診療可能範囲となります。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 歯科医師 4 人(常勤 1 名、非常勤 3 名)

歯科医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。

- 2 歯科医衛生士 2 人(常勤 2 名、非常勤 0 名)

歯科衛生士は、歯科医師の指示に基づき居宅を訪問し、利用者の口腔機能の維持回復を図れるよう指示・助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 月・火・木・金曜日 9:00-19:00 土曜日 9:00-18:00 (水曜・日曜・祝祭日・お盆・年末年始は休業)

(事業の内容)

第 7 条 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の内容は次のとおりとする。

- 1 要介護者または家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 2 居宅療養支援事業者(ケアマネージャー)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- 3 要介護者または家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
- 4 その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(利用料等)

第 8 条 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 歯科医師が、居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める、次のとおりとする。
 - ①単一建物居住者 1 人に対して提供した場合、517 単位
 - ②単一建物居住者 2~9 人に対して提供した場合、487 単位
 - ③単一建物居住者 10 人以上に対して提供した場合、441 単位
- 2 歯科医衛生士が、居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める、次のとおりとする。
 - ①単一建物居住者 1 人に対して提供した場合、362 単位
 - ②単一建物居住者 2~9 人に対して提供した場合、326 単位
 - ③単一建物居住者 10 人以上に対して提供した場合、295 単位
- 3 指定居宅療養管理指導が法定代理人受領サービスであるときは、負担割に応じてその額の 1 割または 2 割とする。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者または家族に対して事前に説明し、支払いを受けるものとする。

(苦情処理)

第 9 条 居宅療養管理指導等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために受け付け窓を設置し、苦情内容の記録など必要な措置を講じる。

(事故処理)

第 10 条 居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じる。
賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかにおこなう。

(虐待防止の措置)

第 11 条 (1) 事業者は、利用者の人権の保護、虐待防止のため、次の処置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止に関する責任者の選定
- 2 事業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修実施
- 3 その他の虐待防止のために必要な措置

(2) 事業者は、居宅療養管理指導等の提供に当たり、当該事業所の従業者または養護者(利用者の家族高齢者を現に擁護するもの)により虐待を遂げたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等)

第 12 条 事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。

事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 1 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。 採用時研修 採用後一か月以内

2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との契約内容とする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項はチャーミー歯科医院岩槻が定めるものとする。